

グループホームおもやい

認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 この規程は、医療法人せいわ会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症の状態にある要介護者を、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう援助することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 利用者の認知症の進行を緩和し、利用者の心身の状況を踏まえ、趣味または嗜好に応じた活動を支援し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で、安心して日常生活が送れるよう援助を行う。
- 2 事業の実施にあたり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
 - 3 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 5 入居者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入居者またはその代理人の了解を得ることとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 施設名 グループホームおもやい

- (2) 所在地 福岡県筑紫野市大字西小田 991 番地の 1
- (3) 電話番号 092-919-7371 FAX 番号 092-919-7372
- (4) 介護保険指定番号 認知症対応型共同生活介護事業所(4093000042 号)

(従業者の職種、員数)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 管理者 | 1 人 |
| (2) 計画作成担当者 | 2 人(うち、1 名介護支援専門員) |
| (3) 介護職員 | 15 人以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。また、支障のない限り他の業務との兼務ができるものとする。
- (2) 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、利用者、利用者の家族等及び、従業者、その他の職種と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成する。また、支障のない限り他の業務との兼務ができるものとする。
- (3) 介護職員は、事業所の入所者の利用者の心身の状況を把握し、必要な日常生活上の援助等のサービスの提供にあたる。

(利用定員)

第6条 利用定員は、18 名とする。(1 ユニット 9 人の 2 ユニットとする。)

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- 2 日常生活上の世話
- 3 日常生活の中での機能訓練
- 4 健康状態の確認
- 5 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれてい
る環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画)を作成する。

2 介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を
行う。

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定認知
症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 介護保険対象外サービスの1ヶ月の利用料(全額自己負担)

種 類	利用者負担金	利用者負担金 (生活保護受給者)
家 賃	55,000 円	32,000 円
食材費	46,500 円	35,000 円
水道・光熱費	13,000 円	13,000 円
洗濯代	5,000 円	5,000 円
日用品代	5,000円	5,000 円
合 計	124.500 円	90,000 円

(2) その他、個人で使用した費用については、別途明細をつけ請求するものとする。個人で使用した費用とは、
美・理容料、紙おむつ、病院の治療費、外食、個人的買い物、及び交通費等を言う。

(3) 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。

(4) 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金によって指定期日までに受けるものとする。

(5) 保険証等(介護保険証等、限度額適用認定証、後期高齢者医療、その他医療、証明書等)は利用開始時、
取得、変更及び切り替え時に提示を受けることとする。提示がない場合は保険取扱い出来ない場合があるこ
とを事前に説明する。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を

満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害のおそれがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらいがある場合がある。退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

3 面会は、入所者に面会しようとする外来者は、続柄、用件等を管理者に申し出、指定した場所で面会していただくこととする。尚、面会時間は午前8時より午後7時までとする。

4 外出・外泊は、入所者が外出または外泊を希望するときは、事前に定められた届出書により管理者に申し出、許可を得ていただくこととする。

5 飲酒は原則として認めないこととする。

6 「健康増進法の一部を改正する法律」に基づき、駐車場を含む施設敷地内は禁煙とする。さらに、発火の恐れのある物品は、施設敷地内への持ち込みを禁止する。また、火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。

7 設備・備品の利用は、大切に扱うよう努めていただくこととする。

8 所持品・備品等の持ち込み及び金銭・貴重品の管理は、原則として利用者及び家族の管理としていただく。尚、衣類、物品等には必ず名前を記入していただくこととする。

9 外泊時等の施設外での受診は、入所中と同様、必ず施設にご連絡いただくこととする。

10 ペットの持ち込み及び飼育は禁止する。

11 利用者の「営利行為、宗教の勧誘及び活動、特定の政治活動」は、禁止する。

12 他利用者への迷惑行為は禁止するとともに、相互の融和を図るよう努めることとする。

(非常災害対策)

第 11 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

2 防火管理者には、医療法人せいわ会防火管理者を充てる。

3 火元責任者には、事業所職員を充てる。

4 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

- 5 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- 6 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 7 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - (1) 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上(うち1回は夜間を想定した訓練及び利用者を含めた総合避難訓練を行う。)
 - (2) 非常災害用設備の使用法の徹底………随時 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- 8 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(緊急時における対応)

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(職員の服務規律)

第13条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- 2 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- 3 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- 4 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第14条 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の健康管理)

第15条 職員は、この事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 16 条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

3 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 17 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うものとする。

(苦情処理)

第 18 条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、重傷者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙(利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要)による。

(身体的拘束等)

第 19 条 施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

2 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

3 利用者及びその家族から苦情処理体制の整備

4 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催

5 その他虐待防止のために必要な措置

6 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 21 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業者は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年 2 回)に行う物とする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う物とする。

(感染症の予防及びまん延の防止に関する事項)

第 22 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

4 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年 2 回)に行う物とする。

(職場におけるハラスメントの防止に関する事項)

第 23 条 事業所は適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景としたものにより従業者の就業環境が害されることを防止、顧客等からの暴行、脅迫、暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為に関して、事業主は、相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組を行うことや被害を防止するための取組を行うことの明確化した必要な措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

第 24 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 事業所は、認知症対応型共同生活介護事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

- 3 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。備え付けの書面及びホームページへ掲載する。
- 4 認知症対応型共同生活介護サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人せいわ会理事会において定めるものとする。

付 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。